

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年6月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500538号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600014号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、令和2年2月1日から令和5年6月1日までの期間の標準報酬月額を別表1のとおり訂正することが必要である。

令和2年2月から令和5年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年2月から令和5年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、令和2年9月1日から令和5年6月1日までの期間の標準報酬月額を別表2のとおり訂正することが必要である。

令和2年9月から令和5年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間のうち、令和5年6月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表3のとおり訂正することが必要である。

令和5年6月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年12月6日から令和5年9月1日まで

私は、傷病手当金の支給額が低かったことから、A社における請求期間の標準報酬月額が低くなっていることに気付いた。

所持している給料支払明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を本来の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、令和2年2月1日から令和5年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求

者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、令和2年2月1日から令和5年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、別表1のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届等」という。）に記載の報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする算定基礎届等が提出され、その結果、年金事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、令和2年9月1日から令和5年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、令和2年9月1日から令和5年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、令和2年9月から令和5年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、令和5年6月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間は訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、前述の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、令和5年6月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、別表3のとおりとすることが妥当である。

- 4 請求期間のうち、令和元年12月6日から令和2年2月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る給料支払明細書を保管しておらず、A社に対して、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の保管状況について複数回の照会を行ったが、回答及び資料の提出がない。

また、請求者の請求期間当時の住所地であるB市は、請求者の令和2年度分（令和元年所得分）課税資料については保存年限経過のため保管がなく、また、令和3年度分（令和2年所得分）については未申告につき不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、令和元年12月6日から令和2年2月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求

期間のうち、令和元年 12 月 6 日から令和 2 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表 1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和2年2月から同年8月まで	11 万 8,000 円	32 万円
令和2年9月から令和4年2月まで	15 万円	
令和4年3月から令和5年5月まで		18 万円

別表 2 【厚生年金保険法第 75 条本文による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和 2 年 9 月から令和 4 年 2 月まで	32 万円 (※)	44 万円
令和 4 年 3 月から同年 8 月まで	18 万円 (※)	
令和 4 年 9 月から令和 5 年 5 月まで		41 万円

(※) 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

別表 3 【厚生年金保険法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和 5 年 6 月から同年 8 月まで	15 万円	41 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500723 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600015 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 4 年 7 月 29 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

令和 4 年 7 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 4 年 7 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 4 年 7 月 29 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賞与支払明細書及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間に 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。